

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の平成 29 事業年度（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、損失の処理に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書並びに連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書）について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門、その他職員等（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、共済事業において一部法令と異なる運用がなされていた事案に係る再発防止策への取組み等を重点監査項目として設定し、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、独立行政法人中小企業基盤整備機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。子法人（通則法第 19 条第 7 項に規定する子法人をいう。以下同じ）については、主たる子法人の取締役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子法人から事業の報告を受けた（別紙参照）。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II 監査の結果

- 1 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の業務は基本的に法令等に従い適正に実施されているものの、共済事業において一部法令と異なる運用がなされていたことを踏まえ、法令の遵守について全事業部門で自己点検を実施した。引き続き、法令遵守の意識の徹底と内部統制の強化に取り組む必要がある。

中期目標の着実な達成に向けて、いずれの業務も効果的かつ効率的に実施されており、全機構を挙げてAI・ITの一層の活用に向けた意欲的な取組みが数多く実施されたことは高く評価できる。

- 2 機構の内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する必要な組織と規程等の基本的な枠組みは概ね整いつつあるものの、今後とも理事長のリーダーシップの下、実際の運営を通し、統制環境の更なる整備に努めることが肝要である。

- 3 機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

- 4 財務諸表等についての意見

会計監査人である「有限責任あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認める。

また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制は相当であると認める。

- 5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 報酬水準及び給与水準の妥当性

平成 29 年度の理事長の報酬水準並びに役職員の報酬水準及び給与水準については、機構による妥当性の検証手法を監査したところ、適切であると認める。

2 調達等合理化の取組の状況

「平成 29 年度調達等合理化計画」に基づき、入札及び契約手続きの透明性・競争性の確保等に適切に取り組んでいると認める。

3 保有資産の見直し

中心市街地都市型産業基盤施設、試作開発型事業促進施設、インキュベーション施設等保有資産は、中期計画に沿って譲渡を進めるべきものは、所用の手続きを適正に進めている。

また、産業基盤整備勘定において債務保証残高の減少に伴う不用額、出資承継勘定において必要な資産規模を検討の上、不用額を国庫納付した。

平成 30 年 6 月 22 日

独立行政法人中小企業基盤整備機構

監事 中島 真 ⑩

監事 千田 剛司 ⑩

監事（非常勤） 本田 優子 ⑩

※上記は、当法人が監事監査報告の原本の署名及び印影部分を電子化し作成したものであり、その原本は当法人が別途保管しております。

●監査実施箇所及び実施日

1. 本部及び地域本部等

実施箇所	実施日
① 本部	平成29年 7月 7日～平成30年 3月31日
② 北海道本部	平成29年10月25日～10月26日
③ 東北本部	平成29年10月17日・10月31日
④ 関東本部	平成29年 9月29日
⑤ 中部本部	平成29年11月29日～11月30日
⑥ 北陸本部	平成29年10月11日～10月12日
⑦ 近畿本部	平成29年11月21日～11月22日
⑧ 中国本部	平成29年11月13日～11月14日
⑨ 四国本部	平成29年11月27日～11月28日
⑩ 九州本部	平成29年11月 6日～11月 7日

2. 子法人

実施箇所	実施日
①(株)繊維リソースいしかわ	平成29年10月11日
②(株)南国オフィスパークセンター	平成29年11月27日